

1. 2018 年度法学部 FD 活動方針

法学部 FD 活動においては、大学および学部の自己点検・評価委員会および全学 FD 委員会の指針に従い、法学部自己点検・評価委員会と協力・連携しながら、FD 活動に特化した方針を設定し、具体的な活動を実施していくことを、本年度の活動方針とする。

2. 2017 年度法学部 FD 活動計画

具体的な活動計画は、以下のとおりである。

(1) 演習関連の課題

①ベーシック演習の共通テキストである『テキスト&マテリアルズ 2018』及び『利用の手引き』につき、ゼミの教育内容の統一及び改善の観点から、引き続き内容の充実に努める。また、全体講義についても、導入教育としての役割を踏まえつつ、法科大学院との連携を図りながら、より良い内容を検討していく。

②キャリア教育について、「ベーシック演習」、「ミドル演習」との連携（授業の振替や、教員による事前・事後の指導）を強化することにより、法学部キャリア教育への低年次生の参加をさらに促進する。3 年次生対象には、低年次生とは異なり法学部独自のキャリア教育プログラムは実施していないが、キャリアサポートプログラム及び就職プログラムの利用を「アドバンスト演習」等を通じて促す。

③2～4 年次の演習について、とりわけ、a) 2017 年度より演習が設定されていない 2 年次春学期の学びについて、b) 同じく 2017 年度より 4 年次春学期に開講されている「アドバンスト演習 C」での学びについて、実施状況の検証を踏まえ、将来の制度改革に向けた検討をおこなう。

(2) Q2 での学びに関する課題

「海外法文化研修」については、マッコーリー大学（オーストラリア）だけでなく、2018 年度からカルガリー大学（カナダ）での研修が始まり、海外研修制度の参加を希望する学生はいずれか 1 つを選択できるようになる。カルガリー大学については初めての実施になるため、実施状況などを検証する。また、「プロジェクト研究」については、一定の教育効果があることが 2017 年度第 2 回・第 3 回法学部 FD 研修会においても確認されているが、募集の時期や Q2 以外の開講の可能性なども含め、必要に応じて検討をおこなう。

(3) 法学会関連の活動

法学会が教員及び学生の研究を促進する目的で組織されていることから、その本来の目

的を確実に実現すべく、予定された諸活動を実施する（各種施設参観、外部識者を講師とする講演会、懸賞論文の募集など）。

（4）法学部ゼミナール委員会関連の活動

ゼミナール委員会活動に対して適切で効果的な指導を行い、学生の主体的組織的な教育活動を育成支援する（サマーセミナー、機関紙『法友南山』の編集・発行、卒業記念パーティー、新入生歓迎交流会など）。

2017 年度より演習の開講期が変更されたことで、ゼミナール委員会活動に支障をきたすことがないか、その影響を引き続き注視するとともに、必要に応じて改善の検討をおこなう。

（5）FD 企画等の活動

全学 FD 委員会及び法学部自己点検・評価委員会の活動を踏まえて、法学部の FD 研修会を企画実施する。全学 FD 委員会主催又は他学部主催の FD 研修会・講演会についても、FD 委員より積極的にアナウンスを行い、参加者を募ることとする。さらに、必要に応じて専任教員の教育力向上に資する支援・促進活動を行う。日常的授業参観については、実際に参観する教員が極めて少ないという現状を教員間で共有し、引き続き改善に努める。

以上